

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: [taxes@hosomi-office.com](mailto:taxes@hosomi-office.com)

## 贈与税

### ★ 教育資金の一括贈与と結婚・子育て資金の一括贈与

Q. 結婚や子育て資金の一括贈与の特例ができたようですが、教育資金の一括贈与と要件で違うところがありますか？

A. ①教育資金の一括贈与

払出要件

(1) 学校等に対して直接支払われるような金銭

(2) 学校等以外に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

教育に関する役務の提供の対価や施設の使用料・スポーツ又は文化芸術に関する活動その他教養向上のための活動に係る指導への対価及び指導で使用する物品の購入に要する金銭・留学渡航費・学校等に入学又は転入学するために必要となった転居の際の交通費

【受贈者】

30歳未満の子、孫

【非課税限度額】

受贈者1人につき1,500万円、ただし、学校等以外の支払は500万円

【拋出期限】

平成25年4月1日から平成31年3月31日

【契約終了事由】

受贈者が30歳に達した場合

【契約期間中に贈与者が死亡した場合】

相続税の対象にならない

②結婚・子育て資金の一括贈与

払出要件

挙式費用・新居の住居費・引越費用・不妊治療費・出産費用・産後ケア費用・子の医療費・子の保育費

【受贈者】

20歳以上50歳未満の子、孫

【非課税限度額】

受贈者1人につき1,000万円、ただし使途が結婚関係のものは300万円

【拋出期限】

平成27年4月1日から平成31年3月31日

【契約終了事由】

受贈者が50歳に達した場合

### 【契約期間中に贈与者が死亡した場合】

相続税の対象になり、孫への2割加算の対象にはならない。

### ③ 共通事項

#### 【契約終了時の残額の取扱い】

①②とも残額は贈与税課税の対象となり、受贈者が死亡した場合は贈与税は非課税となる。

贈与税の課税関係では上記の一括贈与以外に、その都度贈与した場合の非課税規定もあります。

夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの

ここでいう生活費は、その人にとって通常の日常生活に必要な費用をいい、また、教育費とは、学費や教材費、文具費などをいいます。

なお、贈与税がかからない財産は、生活費や教育費として必要な都度直接これらに充てるためのものに限られます。したがって、生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合であっても、それを預金したり株式や不動産などの買入資金に充てている場合には贈与税がかかることになります。

## そ の 他

### ★ 無申告加算税の不適用制度の改正

Q. うっかりミスで申告するのを忘れたという場合の宥恕規定が改正されたとか。どのようなになったのですか？

A. 法人税や所得税などでは申告書の提出期限が定められており、期限内に提出なかった場合(期限後申告をした場合)には、ペナルティとして、原則として、納付すべき税額に対して50万円までは15%、50万円を超える部分は20%、の割合を乗じて計算した無申告加算税が課せられることとなっています。ただし、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合には、この無申告加算税が5%の割合を乗じて計算した金額に軽減されます。

また、法定申告期限から2週間以内に期限後申告がされ、期限内申告をする意思があったと認められる次の場合のいずれにも該当するときは、無申告加算税は課されないとされています。

- ① その期限後申告に係る納付すべき税額の全額を法定納期限までに納付していること
- ② その期限後申告を提出した日の前日から起算して5年前までの間に、無申告加算税又は重加算税を課されたことがなく、かつ、期限内申告をする意思があったと認められる場合の無申告加算税の不適用を受けていないこと

平成27年4月1日以後に法定申告期限が到来する国税からは、この2週間以内が1ヶ月以内に延長されることとなりました。

注意すべきは、個人の所得税及び消費税の申告で振替納税を摘要されている場合は法定納期限までに納付されていませんので上記の要件を満たさないことになります。

### ★ マイナンバー、個人番号の事前収集

Q. 来年からマイナンバー制度が動き出すようですが、会社としては、それ以前に準備しておかなければならないと思うのですが、どうすればいいのでしょうか？

A. 事前に個人番号を収集することが認められています。

マイナンバー制度が導入されることとなり、平成27年10月以降、市町村から個人の住民票の住所宛に通知カードが送られる予定となっています。

そしてこのマイナンバーを、平成28年1月以降、社会保障や税の分野で利用していくこととなっています。

ところで、お尋ねは、マイナンバーの利用が開始される平成28年1月までに、会社で事前に個人番号を収集して準備できないかということかと思いますが、これにつきましては、先日、内閣官房から「事業者による個人番号の事前収集について」と題するお知らせが公表され、現行法の解釈により、平成28年1月以前に個人番号関係事務のために、あらかじめ個人番号を収集できる旨が明らかにされています。

したがって、今年10月以降に従業員等の個人番号を収集することができるのですが、収集については、安全管理措置として、番号法上の本人確認措置と同様の措置を取らなければならないことに注意しておいてください。

また国税の導入スケジュールは次の様になっています

社会保障・税番号制度の導入スケジュールは、現在のところ、平成27年10月から個人番号・法人番号の通知、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用開始することが予定されています（注）。

これを踏まえると、税分野での利用は、「番号法整備法」に基づき、所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから、申請書等については平成28年1月以降に提出すべきものから個人番号・法人番号の記載が開始されることとなります。

（注）番号法の施行日は、番号法附則において、「政令で定める日から施行する」とされています。

#### **(1) 個人番号・法人番号の通知等**

個人番号については、市町村長が、住民票コードを変換して得られる番号を指定し、通知カードにより通知します。その利用に当たっては、番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されています。法人番号については、国税庁長官が、法務省の有する会社法人等番号等を基礎として指定し、書面により通知します。また、法人等の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号）については、原則として、インターネットを利用して検索・閲覧可能なサービスを提供することとしています。

#### **(2) 国税分野での利活用**

国税分野においては、確定申告書、法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、個人番号・法人番号を用いて、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税に資するものと考えています。他方で、個人番号・法人番号を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があり、個人番号・法人番号が記載された法定調書だけでは把握・確認が困難な取引等もあるため、全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要です。

#### **(3) 納税者等の利便性の向上**

社会保障・税番号制度の導入に伴い、①住民基本台帳ネットワークシステムを活用した、確定申告手続における住民票の添付省略、②国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の電子的提出の一元化などが考えられ、納税者等の利便性の向上が期待できます。